⑷　工事内容　本工事は、特高変電所更新に伴い新特高変電所から所内各二次側高圧変電設備への供給電圧変更（3.3kVから6.6kV化）に必要な各施設の高圧受変電設備等更新、幹線高圧ケーブル更新及び中央監視設備工事等を行うものである。なお、詳細は別冊仕様書及び図面のとおりとし、本工事に関連する建築工事及び機械設備工事を包含して発注する。

⑸　工期　平成29年８月31日まで。

⑹　使用する主要な資機材　幹線設備、受変電設備、中央監視設備、計量システム設備、構内配電設備、通信経路設備、建築工事、機械設備工事　一式

⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事においては、競争参加資格確認申請書等の提出、入札等を紙入札方式により行う。

⑼　本工事は、工事施工について、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下、「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。

２　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている２又は３社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、契約担当役から共同企業体としての認定を受けていること。

⑴　国立研究開発法人放射線医学総合研究所契約事務取扱細則第８条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者についてはこの限りでない。

⑵　国立研究開発法人放射線医学総合研究所契約事務取扱細則第９条第１項の規定に該当しない者であること。

⑶　文部科学省における平成27・28年度の「電気工事」に係る一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,100点以上（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、820点以上）であること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成11年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の①から②の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、建築一式工事における施工実績は含まない。）。

①　単体又は共同企業体の代表者

㈠　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物（用途、階数、延べ面積は問わない。）の電気設備工事において、変圧器合計容量が1,350kVA以上の高圧受変電設備一式の新設工事又は全面的な更新工事の実績を有すること。なお、構成部品の取替等の軽微な工事は除くものとする。

㈡　高圧ケーブル40m以上の新設又は全面的な更新のケーブル敷設工事の実績を有すること。

②　共同企業体の代表者以外の構成員

㈠　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物（用途、階数、延べ面積は問わない。）の電気設備工事において、変圧器合計容量が1,100kVA以上の高圧受変電設備一式の新設工事又は全面的な更新工事の実績を有すること。なお、構成部品の取替等の軽微な工事は除くものとする。

㈡　高圧ケーブル30m以上の新設又は全面的な更新のケーブル敷設工事の実績を有すること。

⑹　工事全般の施工計画が適切であること。

⑺　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の電気工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。

⑻　共同企業体の構成員数は２社又は３社とすること。

⑼　共同企業体の構成方法は、自主結成とすること。

⑽　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑾　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。

⑿　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成11年度以降に上記⑸①に掲げる同種工事を施工した経験を有する者であること。なお、従事期間については全体工期が１年未満の工事の場合は工期の半分以上、全体工期が１年以上の工事の場合は６ヶ月を必要従事期間とする（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、直接的な雇用関係とは、入札参加者と配置予定の主任技術者又は監理技術者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、恒常的な雇用関係とは、入札参加者から入札の申込みのあった日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあること。

⒀　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、上記⑿①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

⒁　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、放射線医学総合研究所又は文部科学省から指名停止の措置を受けていないこと。

⒂　１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒃　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⒄　共同企業体として申請した場合は、その構成員が単体として重複申請することは認めない。

⒅　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒆　契約担当役が別に指定する誓約書に暴力団等に該当しない旨の誓約をできること。

３　総合評価に関する事項

⑴　総合評価の方法

①　「標準点」を100点、「加算点」は最高30点とする。

②　「加算点」の算出方法は、⑵の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑵　評価項目　本工事における評価項目は以下のとおりとする。（詳細は入札説明書による。）

・ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画

・工事全般の施工計画

⑶　受注者の責により、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び提案された「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、取引停止措置を行うものとする。